

京都市男女共同参画センター（ウイングス京都）とその周辺施設等における 公共空間づくり支援業務の委託に関する提案募集要項

京都市男女共同参画センター（ウイングス京都）とその周辺施設等における公共空間づくり支援業務（以下「本業務」という。）の委託について、公募型プロポーザル方式により受託候補者の選定を行いますので、次のとおり提案を募集します。

1 委託業務の概要

(1) 業務の名称

京都市男女共同参画センター（ウイングス京都）とその周辺施設等における公共空間づくり支援業務

(2) 業務の内容

別添委託仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約日の翌日から令和9年3月31日まで

(4) 委託費用の上限（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

9,000,000円

2 参加資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ(3)に該当していること。

また、本プロポーザルについては、単独の事業者に限らず、複数の事業者で構成される共同事業体（以下「コンソーシアム」という。）についても参加を認めるものとし、コンソーシアムとして参加する場合は、その代表者及び構成員の全てが(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ(3)に該当していること。

なお、コンソーシアムの構成員が別のコンソーシアムの構成員となること、又は単独で応募することはできないものとする。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者にあつては、参加申出書等の提出期限日時点において、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止処分を受けていないこと。
- (2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者にあつては、次のア～オの資格を有する者であること。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - イ 引き続き1年以上、当該営業を営んでいること。
 - ウ 国税、地方税及び本市に対する債権等を滞納していないこと。
 - エ 法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。
 - オ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (3) 近畿（京都府、大阪府、滋賀県、奈良県、兵庫県及び和歌山県）に本店、支店又は営業所を有すること。

3 応募手続等

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加希望者（以下「受託希望者」といいます。）は、次の書類を提出してください。

ア 参加申込書（第1号様式） 1部

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者以外は、参加申込書と併せ、自己を証明する書類として次の書類（原本（コピー不可）とし、申込日から3箇月以内に発行されたもの）を各1部提出すること。

(ア) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）（法人の場合）又は印鑑登録証明書（個人の場合）

(イ) 2(1)ウ、エを証明する納税証明書

※ エについては、法人にあつては京都市内に事業所等が所在する場合又は法人名義の固定資産を所有する場合のみ、人にあつては京都市内に住民票がある場合又は固定資産を所有する場合のみ

(ウ) 水道料金・下水道使用料納付証明書

※ 京都市内に事業所等が所在し、使用者名義が本件受託希望者の場合のみ

(エ) 登録を受けている事業の登録証明書

※ 法令の規定により、当該営業について免許、許可又は登録等が必要な場合のみ

(オ) 誓約書（京都市暴力団排除条例に基づき、暴力団員等及び暴力団密接関係者を排除するための、同条例施行規則に定める誓約書） 1部

<誓約書のダウンロード>

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/cmsfiles/contents/0000120/120713/word1gouyoshiki.docx>

イ 提案書（第2号様式～第4号様式） 1部

次の事項について記載してください。

(ア) 業務実績

行政又はまちづくりに取り組む団体に対する公共施設等の魅力向上に向けたビジョンの検討やエリアデザインの検討、社会実験の企画等に該当し、平成28年度以降に完了した業務の実績（以下「業務実績」といいます。）を記載してください。

(イ) 本業務の実施体制

本業務において配置する担当者の保有資格、業務実績並びに手持ち業務（委託期間内の予定も含みます。）の状況について記載してください。

(ウ) 本業務に係る提案

仕様書の内容を踏まえ、以下①～③について、提案をしてください。

①市民参加型ワークショップ及び関係者との検討会の企画・運営支援に関する提案

若者や子育て世代をはじめとする多様な主体が参画できるよう、参加者の応募につながる効果的な広報手段や、活発な対話を引き出し具体的な活用のアイデアを集約するためのファシリテーションの手法、ワークショップの企画内容、関係者との検討会の実施内容について提案してください。

また、ウィングス京都及び周辺エリア（御射山公園等）の地域資源をどのように

把握・整理するか、施設認知度の向上や民間活力導入効果の地域への波及に向けた空間利活用の方向性をどのように検討・設定するかについて提案してください。

②空間デザインの可視化と利活用方針等の作成に関する提案

ワークショップ等の意見を踏まえ、ウィングス京都と御射山公園の一体的な活用など、開かれた公共空間の使われ方を取りまとめる手順について提案してください。また、具体的な活用の姿（デザイン）を市民や関係者と共有するため、パース図又はイメージスケッチ（御射山公園との境界部分や施設内の開かれた公共空間等から1か所以上とし、多様な人々が過ごすシーンや賑わいが視覚的に伝わる描写を含むこと）をどのように作成・活用するか提案してください。

③全体スケジュール及び事業の発展性

①～②の提案を踏まえ、想定される業務全体のスケジュール（実現に向けたロードマップの提案を含む）を記入してください。また、本事業の取組が今後の施設の機能アップデートに向けた発展性・持続可能性にどう繋がるかについても併せて提案してください。

(エ) 受託見積金額

本業務の受託見積金額について、1(4)の金額の上限以内で見積書及び積算内訳書（様式自由）を提出してください。

(2) 提出期限

令和8年4月24日（金）17時必着

(3) 提出先及び提出方法

担当部局宛てに郵送又は事前に電話連絡のうえ持参により提出してください。また、郵送の場合は、必ず電話連絡により到着確認を行ってください。

(4) 提案募集に関する質疑

ア 質疑の方法

本提案募集の内容について質疑がある場合は、令和8年4月10日（金）17時まで（必着）に、担当部局宛てに電子メール又は郵送により、質問票（第5号様式）を提出してください。また、電子メールによる場合は、必ず電話連絡により到達確認を行ってください。

イ 質疑に対する回答

全ての質疑及び回答については、令和8年4月17日（金）までに、京都市のホームページに掲載します。

なお、回答は本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

(5) 担当部局

京都市文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当（渡邊、平出）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話：(075) 222-3091

電子メールアドレス：danjo@city.kyoto.lg.jp

4 受託候補者の選定

(1) 選定方法

提出書類をもとに書面審査を行い、最も高い評価を得たものを受託候補者として選定します。（当該審査及び評価に当たり、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。当該ヒアリングを実施する場合は、別途通知します。）

なお、提案者が1者であっても、評価点の合計が満点の6割以上の場合は、当該提案者を受託候補者として選定します。ただし、第1順位の提案を行った者の評価点が60点に満たない場合は、当該受託希望者に対しヒアリングを実施するものとし、その者が本業務を適切に履行する能力を有すると認められないときは、受託候補者として選定しません。このほか、本業務の履行に支障があると認められる場合においても、受託候補者として選定しないことがあります。

なお、これらの場合においては、次点の者（ただし、本業務を適切に履行する能力を有すると認められる者に限ります。）を受託候補者として選定することとします。

審査については、以下の委員が行うものとします。

【審査委員（4名）】

- ・文化市民局共生社会推進室長
- ・文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進課長
- ・文化市民局共生社会推進室計画推進係長
- ・文化市民局文化市民部文化市民総務課長

(2) 評価項目

別紙のとおり

(3) 選定結果の通知

選定結果は、令和8年5月1日（金）までに、全ての受託希望者に対し書面により通知します。

5 契約の締結

受託候補者の選定後、本市が提示する仕様書及び受託候補者の提案内容等を踏まえ、契約内容について協議し、合意に達した場合に契約を締結します。

なお、合意に達しない場合は、次点の者と順次協議を行い、合意に達したときは、その者（ただし、本業務を適切に履行する能力を有すると認められる者に限ります。）と契約を締結することとします。

6 注意事項等

(1) 参加資格について

申込日から選定結果の通知の日までに、本要項2に定める参加資格を欠くこととなった場合は、本プロポーザルへの参加を取り消します。

(2) 提出書類について

ア 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とします。

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、受託希望者の負担とします。

ウ 提出書類は返却しません。

エ 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により本市の承諾を得た場合以外は認めません。

オ 提出書類については、受託希望者に無断で、本業務の受託候補者の選定に係る目的以外で使用しません。

カ 同一の受託希望者が、提出書類を複数提出することは認めません。

キ 参加申込書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出してください。

ク 本プロポーザルにおいて本市が提供する資料は、提案に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

ケ 次のいずれかに該当する場合は無効とします。

（ア）提出書類を本要項に定める提出期限、提出方法等によらずに提出した場合

（イ）提出書類に記載すべき事項の全部若しくは一部が記載されていない場合又は不備がある場合

(3) 失格事項について

次のいずれかに該当する場合は失格とします。この場合においては、その者の名を公表し、本市が今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定する競争入札への参加を停止することがあります。

ア 提出書類に虚偽の内容が含まれると認められる場合

イ 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(4) 選定結果の公表について

受託候補者の選定後、選定の結果、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由がわかる情報を公表します。